

推進分野－3：

ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進

民主主義の後退や労働法規の改悪などの中で起きている人権・労働組合権の侵害行為へ毅然と対処していくため、連合の「国際労働戦略」を踏まえ、集団的労使関係にもとづく建設的労使関係を礎とした国際労働運動を様々な組織と連携し、推進する。また、不確実性が増す世界において多発している労使紛争の未然防止や解決促進に取り組む。

1. 人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立

- (1) アジア太平洋地域を中心とする人権・労働組合権・民主主義が脆弱な国での民主的な労働運動を支援する。とりわけ、ミャンマーについては、ミャンマー労働組合総連盟（CTUM）との協力、およびITUC、ITUC-AP、ILOなどとの協働の中で積極的な役割を果たすことにより、民政復帰と労働組合活動の回復・正常化に引き続き取り組む。
- (2) ILOの中核的労働基準10条約すべての批准に向けて取り組む。とりわけ第111号条約（雇用および職業についての差別待遇の禁止）については、早急に批准させるため、国際的な場面も含めた様々な機会を捉え取り組みを継続・強化する。また、公務員の労働基本権の回復に向けては、ILOへの定期報告制度を活用した取り組みを継続する。
- (3) 「ビジネスと人権に関する連合の考え方」にもとづき、連合全体として取り組みを強化する。「ビジネスと人権に関する国別行動計画」および「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」については、実効性のある着実な実施と必要に応じた改定を求める。

2. 国際組織との連携強化

- (1) ITUC、経済開発協力機構労働組合諮問委員会（OECD-TUAC）をはじめ、国際産業別組織（GUFs）で構成される国内外のグローバルユニオンと協力し、不確実性が増す中での国際的な共通課題の克服、建設的労使関係の普及をはかる。
- (2) ITUC加盟組織や近隣の主要ナショナルセンターとの二国間協議を行い、両国の労働運動や直面する課題を共有しあい、連帯を強める。
- (3) G7・G20などの政府間会合において、すべての労働者のディーセント・ワークの実現に向け、労働組合、使用者、ILO、OECDなどを含めた社会対話を確立・充実させ、労働者の意見が政策に反映されるよう取り組む。
- (4) アジア太平洋地域における建設的労使関係の構築を通じたディーセント・ワークの実現に貢献するため、ITUC-APの諸活動への積極的参加および協力・支援を行う。
- (5) 「NGO-労働組合国際協働フォーラム」および「児童労働ネットワーク（CL-Net）」を通じて、NGOと連携・協働し、国際的な課題の解決に取り組む。

3. 労使紛争の未然防止および解決促進に向けた取り組み

- (1) 「ILO多国籍企業および社会政策に関する原則の三者宣言」、「OECD多国籍企業行動指針」、「OECDデューデリジェンス・ガイダンス」など企業行

動の国際ルールの中組織内における理解促進の取り組み強化を通じて、より良い企業行動を促進する。

- (2) 「OECD多国籍企業行動指針」の実効性と運用体制を強化するため、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」にもとづき、政府に対し、ナショナル・コンタクト・ポイント（NCP）の運用改善と労使紛争の迅速な解決を求める。
- (3) JILAFと連携した二国間セミナーの開催を通じて、アジア地域の日系多国籍企業の建設的労使関係の構築と労使紛争の未然防止に向けて取り組む。
- (4) 海外での労使紛争解決に向けて、GUFs、構成組織と連携して問題解決を促進する。